

蒲郡市広告付き案内地図板設置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市広告付き案内地図板（以下「広告付き案内地図板」という。）の設置に関して、蒲郡市広告掲載要綱（平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において広告付き案内地図板とは、市内の情報提供及び市役所の庁舎案内並びに民間企業等の広告をする目的で、蒲郡市役所庁舎内に設置する広告付きの案内地図板をいう。

(広告の内容)

第3条 広告付き案内地図板の広告は、要綱第3条に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの

ア 結婚の相手を探すこと、男女間の交際を仲介すること等を目的としたもの

イ 脅迫、暴力、その他犯罪行為を示唆し、又は、誘発するおそれのあるもの

ウ 自己の優位性を強調するために他を中傷し、又は、引き合いにしたもの

エ 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの又は、不快な印象を与えるもの

オ 表現が誇大で事実と異なるもの

カ 広告内容が市役所来庁者に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの

(2) 市の業務の遂行に支障を及ぼすもの

(3) 市の信用又は品位を害するおそれのあるもの

(4) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業、又は前身が非合法組織であった企業の広告

(5) 差別を助長するおそれのあるもの

(6) その他市長が掲載する広告として適当でないと認めたもの

(広告主)

第4条 広告付き案内地図板に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）は、原則として市内に活動拠点を持つ法人その他の団体若しくは個人事業主又はその他市長が認めるものとする。

(設置場所)

第5条 広告付き案内地図板は、蒲郡市役所庁舎内のうち市長が指定する場所に設置するものとし、設置及び撤去に伴う費用はすべて地図板設置者（広告主を募集し、当該広告主に係る広告を設置するものをいう。以下同じ。）が負担するものとする。

（設置期間）

第6条 広告付き案内地図板の設置期間は、5年間とする。ただし、市長は、地図板設置者と協議の上、設置期間を変更することができる。

（地図板設置者の募集方法）

第7条 市長は、地図板設置者の募集を市ホームページにより行うものとする。

2 市長は、募集に際し、募集期間及び地図板設置者の選定基準その他募集について必要な事項について、募集要項を定める。

（広告付き案内地図板の設置の申込み）

第8条 広告付き案内地図板を設置しようとするものは、前条第2項において定める募集要項に基づき、蒲郡市広告付き案内地図板設置申込書（第1号様式）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（地図板設置者の審査）

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第7条に規定する蒲郡市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付し、その審査結果に基づき地図板設置者を選定するものとする。

2 審査委員会は、提出された書類等に基づき、広告付き案内地図板の設置の実現性、業務実績、信頼性、その他の条件（掲載料）等を総合的に評価するものとする。

3 市長は、広告付き案内地図板の設置の申込みをした者に対し、第1項の審査の結果を、蒲郡市広告付き案内地図板設置許可・不許可決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（行政財産の使用許可）

第10条 前条の規定により広告付き案内地図板の設置の決定を受けたものは、蒲郡市行政財産使用料条例（平成5年蒲郡市条例第1号）の規定に基づく行政財産の使用許可を受け、所定の使用料を納付しなければならない。

（広告掲載料）

第11条 地図板設置者は、市との間で締結する協定において定める広告掲載料を

納付しなければならない。

(広告の募集及び掲載の決定)

第12条 地図板設置者は、広告主の募集にあたり自らが広告主の募集者であることを明確にするとともに、市が広告主の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 地図板設置者は、広告付き案内地図板に広告を掲載しようとするときは、事前に蒲郡市広告付き案内地図板広告掲載申込書（第3号様式）を市長に提出し、審査を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、審査委員会において広告内容等の審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

4 市長は、地図板設置者に対し、前項の審査の結果及び付帯条件等を、蒲郡市広告付き案内地図板広告掲載決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(広告内容の変更又は取消し)

第13条 市長は、前条の規定により掲載を決定した広告付き案内地図板の広告について、必要に応じて審査委員会において審査を行い、当該審査の結果により、当該広告の内容の変更を求め、又は掲載の決定を取り消すことができる。

(地図板設置者の責務)

第14条 地図板設置者は、広告に対する苦情その他の問題が生じたときは、全ての責任を負い、直ちに問題の解決に対応するものとする。

2 広告付き案内地図板の設置後に、広告主又は広告内容について、要綱、基準及びこの要領の規定により広告を募集することに支障が生じた場合、地図板設置者は、速やかに市長にその旨を通知し、当該広告を削除する等の必要な措置を取らなければならない。

3 地図板設置者は、広告主の応募がない場合その他広告掲載ができない場合においても、自らの責任において、募集要項に定める提案条件及び広告付き案内地図板の規格等を満たしたものを設置しなければならない。

4 地図板設置者及び広告主に前3項による損害が生じて、市は責任を負わないものとする。

5 メンテナンス、破損、転倒等の事故時対応、損害賠償等、一切の保有管理に関しては地図板設置者の責任と負担において処理するものとする。

(中止)

第15条 市長は、当該広告付き案内地図板の広告の内容が不適當と認めるときは、
広告付き案内地図板の設置を中止することができる。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第16条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（雜則）

第17条 この要領に定めるもののほか、広告付き案内地図板に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年1月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。